

令和6年度福岡地方最低賃金審議会議事録

第4回福岡県輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会

1 日時 : 令和6年10月8日(火) 13:00~14:00

2 会場 : 福岡合同庁舎 新館4階 労働大会議室

3 出席者 : **【公益代表委員】** 2人(定数3人)
高田 亜朱華(部会長)
吉岡 美智代

【労働者代表委員】 3人(定数3人)
中野 敬介
西村 渡
濱崎 健泰

【使用者代表委員】 3人(定数3人)
小田 礼一
坪根 謙太郎
山口 洋志

【福岡労働局】 田村 労働基準部長
渡辺 賃金室長 ほか

4 主要議事

(1) 福岡県輸送用機械器具製造業最低賃金の改正について

(2) その他

5 審議内容

ろです。本日は、まず、その検討状況について労使双方から個別にお聞きしながら進めていきたいと思えます。

その前に、この三者揃った場で述べておきたいことがありましたらお聞きしたいと思えますが、いかがでしょうか。

各 委 員 (な し)

部 会 長 それでは、労使委員は控室にてしばらくお待ちください。
事務局は、それぞれの控室の方へ御案内をお願いします。

(労使代表委員退室)

(公益代表委員と労働者代表委員による個別折衝)

(公益代表委員と使用者代表委員による個別折衝)

(労働者代表委員と使用者代表委員による個別折衝)

(労使代表委員入室)

(議事再開)

部 会 長 それでは議事を再開いたします。
ただ今、労使双方から引上げ額についてそれぞれ回答をいただきました。
引上げ額を 52 円とすることで一致したということによろしいでしょうか。

労 使 委 員 (承 諾)

部 会 長 はい、ありがとうございます。
また、発効日については、第 1 回専門部会で確認したとおり、福岡での統一発効日である令和 6 年 12 月 10 日によろしいでしょうか。

各 委 員 (承 諾)

部 会 長 はい、ありがとうございます。
それでは、あらためて、輸送用機械最低賃金を 52 円引き上げることとし、時間額 1,081 円、発効日については 12 月 10 日として、公労使三者での全会一致による決議としてよろしいでしょうか。

各 委 員 (異議なし)

部 会 長 ありがとうございます。
それでは、ただ今の決定事項を、審議会あてに輸送用機械専門部会として報告します。事務局は、報告書(案)を準備してください。

事 務 局 (報告書(案)準備)

部 会 長 事務局は、報告書(案)を配付してください。

事 務 局 (報告書(案)配付)

部 会 長 事務局は、報告書(案)を読み上げてください。

室長補佐 (報告書(案)朗読)

部 会 長 ただ今の報告書(案)でよろしいでしょうか。

各 委 員 (承 諾)

部 会 長 それでは、この報告書(案)の(案)を取り、報告書として福岡地方最低賃金審議会に報告いたします。

今回は、全会一致の決議でしたので、8月21日開催の第5回本審で決議いただいたとおり、最低賃金審議会令第6条第5項に基づき、「専門部会が全会一致の決議を行った場合には、審議会の決議とする」取扱いになります。これにより、専門部会長が当部会の本日の決定事項について、福岡地方最低賃金審議会の会長名により、福岡労働局長に対して答申を行うことになります。

したがいまして、部会長の私から福岡労働局長へ答申します。

事務局は、答申文(案)を準備してください。

事 務 局 (答申文(案)を準備)

部 会 長 事務局は、答申文(案)を配付してください。

事 務 局 (答申文(案)配付)

部 会 長 それでは、答申文(案)を読み上げてください。

室長補佐 (答申文(案)朗読)

部会長 ただ今の答申文(案)でよろしいですか。

各委員 (承諾)

部会長 それでは、労働局長へ答申します。

(答申文を労働基準部長に手交)

事務局 (答申文(写)を配付)

部会長 ここで、労働基準部長から挨拶があります。

労働基準部長 (お礼の挨拶)

部会長 全会一致により答申を行うことができました。
委員の皆様へ感謝申し上げます。どうもありがとうございます。
最後に、議事(2)の「その他」です。労使の方から何かございますか。

労使委員 (なし)

部会長 事務局から何かございますか。

室長補佐 (今後の意見公示等について説明)

部会長 それでは、これを持ちまして、専門部会を閉会いたします。
皆様、大変お疲れさまでした。